| | |
|---|---|
| 十一　法第十二条第一項の規定により付された条件に違反する行為があったと認めたとき。 | 一　違反行為をした者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　許可の条件<br>五　違反行為の概要 |
| 十二　法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき。 | 一　許可証の再交付の申請をした者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　許可証の再交付の申請を受けた年月日<br>五　許可証を亡失し、又は許可証が滅失した時期、場所及び経緯 |
| 十三　法第十三条第二項の規定により許可証を再交付したとき。 | 一　許可証の再交付を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　許可証を再交付した年月日<br>五　許可証を再交付した理由 |
| 十四　法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見し、又は回復したと認めたとき。 | 一　当該者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　亡失した許可証の交付年月日<br>五　再交付した許可証の交付年月日<br>六　亡失した許可証を発見し、又は回復した時期及び場所<br>七　亡失した許可証を発見し、又は回復したと認めた理由 |
| 十五　法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき。 | 一　許可証を返納した者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　許可証が返納された年月日<br>五　許可証が返納された理由 |
| 十六　法第十三条第三項の規定に違反する行為があったと認めたとき。 | 一　違反行為をした者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　違反行為の概要 |

| | |
|---|---|
| 十七　法第十四条の規定により許可を取り消したとき。 | 一　許可を取り消された者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　許可番号<br>三　許可に係る行為の内容<br>四　許可を取り消した年月日<br>五　許可を取り消した理由 |
| 十八　法第十五条の規定に違反する行為があったと認めたとき。 | 一　違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）<br>二　違反行為の相手方の氏名又は名称及び指定番号等<br>三　違反行為の概要 |
| 十九　特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。 | 一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>三　差押債権者（法第十六条第一項に規定する差押債権者をいう。以下この表において同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>四　特定金銭債権の内容<br>五　差押命令又は差押処分が発せられた年月日<br>六　差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在地<br>七　差押命令又は差押処分が発せられた理由 |
| 二十　特定金銭債権に対する差押えが法第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたとき。 | 一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等<br>二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>三　差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>四　特定金銭債権の内容<br>五　差押えがされた年月日<br>六　差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在地<br>七　差押えが法第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めた理由 |